

西宮市文化財審議会 会議録

見出しのことに、西宮市文化財審議会運営要領第5条の規定により、下記のとおり文化財審議会委員長が会議録の調製を行った。

平成28年5月24日

西宮市文化財審議会

委員長 櫃本誠一

記

- 1 名称 平成28年度第1回西宮市文化財審議会（第22期第2回）
- 2 日時 平成28年5月24日（火） 午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 場所 西宮市教育文化センター（郷土資料館） 講座室
- 4 出席者 西宮市文化財審議会委員（出席6名／定数6名）
委員長 櫃本誠一
副委員長 林 進
委員 山中浩之
委員 森 隆男
委員 黒田龍二
委員 浅見佳世

事務局

教育次長	山本晶子
社会教育部長	西村英雄
社会教育部 文化財課長	合田茂伸
社会教育部 文化財課 係長	俵谷和子
社会教育部 文化財課 学芸員	森下真企
社会教育部 文化財課 学芸員	山田 暁
社会教育部 文化財課 学芸員	笠井今日子
社会教育部 文化財課 学芸員	西川卓志

- 5 会議の傍聴者
なし
- 6 会議録
(別紙のとおり)
- 7 公開及び非公開の別
公開

(別紙)

会議録

教育次長

(挨拶)

委員長

(開会挨拶)

事務局

(出席者確認)

委員長

報告事項について説明されたい。

事務局

報告事項「ア 平成28年度西宮市文化財保護関係事業について」係長の俵谷より説明する。

事務局

(配布資料に基づき、「ア 平成28年度西宮市文化財保護関係事業について」説明した。)

委員長

以上の報告についての質疑に移る。

「具足塚古墳整備事業」について具体的に説明されたい。

事務局

具足塚古墳の史跡整備事業は数年間にわたる計画である。

平成28年度は古墳本体、具体的には横穴式石室及び墳丘の一部の買い上げを行う。これは敷地のほぼ中央で最も標高の高い部分にあたる。周辺部分については、周辺の宅地開発事業の概略がまとまり次第、市として買い上げる必要がある部分をまとめ、買収する予定である。古墳本体及び周辺部分の買い上げを行った後、全体の整備工事を行う。

以上、具足塚古墳整備事業は三段階に分けて実施する。本年度はその第一段階にあたる。審議会でも何度も審議いただき、ようやく本体買収の協議を先方と行うことができた。この場でお礼申し上げたい。本当にありがとうございました。

事務局

(礼)

委員長

西宮市域はかつて多くの遺跡があったはずの地域であるが、早くから都市化が進んだため、残されている遺跡数は少し寂しい。その意味でも具足塚古墳を保護できたのは大変喜ばしいことである。

なお、三段階で遺跡の整備を行っていくとのことだが、活用についてはどうか。どの程度合いまで復元するかなど含め、一般の方にも見てもらえるようにしていただきたい。

事務局

はい。

委員長

事業者の協力、金銭的支援などは得られないのか。

事務局

細かい部分は未定である。先ほど活用についてご指摘をいただいたが、本体の買収が叶えば、すぐに本審議会にかけさせていただき、まず市指定史跡に指定したいと考えている。その折には再びご審議いただき、史跡指定のアクションを起していければと考えているので、何卒よろしくお願ひします。

所有者との金銭的な面については、この場では答え難い。諸条件を整えば逐次報告していく予定である。

委員長

気になっているのは、事業者が公園用地を自分たちの宅地造成の中に緑地帯として取り入れるケースがある。その点どうなっているのか。

事務局

その点については西宮市にも経験がある。仁川五ヶ山2号墳は緑地のカウントの中に入れた整備であり、文化財課管理ではなく公園緑地課管理の街区公園の扱いになっている。もし公園にカウントされるようになれば、そのような扱いになる可能性がある。ただし具足塚古墳に関しては、詳細を確認していないが、周辺に緑地が多い場所にあるため、あるいは開発に伴う緑地の提供を求められることがない場所かもしれない。この点に関しては、開発事業が起り次第確認していきたいと思う。

委員長

西宮市から宝塚市にかけての一带は開発が猛烈で、たくさんの古墳が壊された地域である。その意味で厳しい土地柄であり、継続して事業を行っている方々には、習熟した開発者も含まれていると思われるため、気になったところである。

他に質問などないか。ないようであるため、審議事項「ア 西宮市指定文化財（建造物）今津燈台について」説明されたい。

事務局

市指定文化財の建造物である「今津燈台」についてご審議いただきたく、提出する。平成28年3月22日に審議会の黒田委員及び浅見委員に現地を視察いただいた。特に黒田委員には灯台内部にまで入っていただき、一定の所見を得ることができたことを伺っている。そのご報告をしていただければと思う。

委員

「今津燈台」はかなり古い時代に指定された物件であるため、現物がどのようなものなのか、今後も保護していくべきものか、また浅見委員と周辺の海の状況の変化などとの兼ね合いについて現地視察を行った。

建物について、視察前は海辺に建っているものであるため、かなり残りが悪いのではないかと、下部の基壇しか残っていないのではないかと思っていた。しかし、実際に見てみると内部に檣が組んであり、その骨組みが結構古いものであることが分かった。また、足元は護岸の石と鉄のベルトで括り付けられ、台風や風などで飛ばないようにしてあり、しっかりとした造りになっている。海辺という環境の悪い場所に建っているため、上部の火袋や屋根、外部の袴腰の板などは新しくなっているが、内部は完全に残っており、大したものだと思った。基壇の石垣について、「取り替えた」と説明に書いてあるが、取り替えられた部分は石材の色が異なるため判別できる。ほぼ全体的に古い石が残っているが、階段の最上段は磨り減ったのか造り替えられている。また基壇の最上部の出っ張った部分が新しい石に替わっている。その他の部分はおそらく安政期に再建された時のものがそのまま残っている。

基壇や内部の骨組みも思っていたより良い状態で残っており、文化財建造物としての価値を確認することができた。今後はそれをどうやって保護していくかが問題になるだろう。その点に関してご審議いただきたい。

委員長

「今津燈台」は良い状態で残されているということで、西宮の土地柄としても、文化財の種別としても、非常に数少ない珍しい事例だと思う。その意味で、良い状態で保全活用を図ることができれば良い。ただし、価値が高いということで動かすにくいという難問の方向に傾いてしまった。文化財担当者としては喜ばしいことだが。

事業計画は具体的になっているのか。

事務局

兵庫県南県民センターの尼崎港管理事務所が所管しているのだが、詳しい事業計画はまだこちらに届いていない。前回の審議会で提示したCG、灯台を垂直移動させる案で描かれたCGだが、そのイメージのまま推移しているようである。細かいディテールは別として、湾頭の方に巨大な水門とポンプ場の建物ができるという考えは動いていないということである。

委員長

文化財側としては、「今津燈台」は良い物件で、完全保存の線上で話を始めるということではどうか。

委員

物は完全保存で、それを動かすかどうかの問題である。

委員長

灯台であるから、位置を動かすことがベターとはいえない。しかし、港全体の構造が変わってしまうため、そのことを言い立てても仕方がないか。悩みどころである。

委員

加えて「今津燈台」は現役の航路標識である。この機能を失わないで活用する方法を考える必要があるか。ほぼ実効性はないと思うが。

事務局

「今津燈台」は現役の航路標識としての認定を受けており、まだ直接確認したわけではないが、所有者の大関株式会社としては現役の灯台として存続させたいという思いがあるようだ。また、市指定文化財としてあり続けたいという点、この二点については継続したいという強い意思があるようだ。事務局としてはそれに応えたいと考えている。

ただし、灯台であり続けることができるかは、海上保安庁の判断であるため難しいところである。一つは海上の船から見えるということが条件になるかと思うが、先立って提示した現位置のまま高さを上げるという案では難しいのではないかと考えている。大関株式会社もそれを了解しているようで、場所を動かすことを含めて検討しているところではないかと思う。なお、現地視察していただいた黒田委員と浅見委員には既にお伝えしたところだが、現在二つの候補、一つは現状の場所から更に沖の方向へ灯台を移すという案、二つには対岸すなわち陸側から見て左岸の方向に灯台を移すという案があるようだ。大関株式会社は左岸に移すのが良いのではないかという考えを持っていると聞いているが、事務局としては未確認であるため、今後確かめていく予定である。ただ、やむを得ず移してでも文化財としての持続と灯台としての機能の維持をしていくということが、大きな意図であるようだ。

委員長

古墳や遺跡にとって場所を移すのはありえないことであり、非常に窮屈な理念で対応するため、いつももめることになるのだが、灯台などの場合は、移してもいいか、という程度のものなのか。

委員

建造物も基本的には場所を動かしてはいけないが、明治村に重文を移築したり日本民家集落博物館を作ったりしているため、本体を活用する意味での移築はありえるかと考える。

委員

江戸期に建てられた建物で、移築されたものが指定文化財になっている例は大阪府内でもある。

委員

明治村や大阪の日本民家集落博物館がそうである。

委員長

そういう意味で、史跡と建造物は異なるところがある。

委員

厳密に言えば「今津燈台」は元の位置を保っているわけではない。しかし、動いているにしてもできる限り近くに留めるべきである。

委員長

移すとしても灯台としての役割が理解できるような場所に移すというところまでは覚悟しておくべきか。沖へ出すというのはどうか。

事務局

沖へ出す案は尼崎港管理事務所からも提案された。これは現在「今津燈台」がある辺りに巨大な排水機場ができるため、その前へ出すというものである。仮にその案を採用した場合、「今津燈台」へは排水機場の敷地を通って行かなければならなくなると意見したところ、排水機場を管理する尼崎港管理事務所としては、管理上できればそれはやめてほしいということであった。市民がいつでも見に行けるという状況ではなくなる可能性が非常に高いこと、灯台を管理する大関株式会社が頻繁に行っている巡回もしにくくなること、この二点が問題になってくるため、沖に出すという案が必ずしも全ての条件を満足させるというものではないと思っている。

沖へ出す案と左岸へ移動させる案での大きな違いだが、「今津燈台」は航路標識であるため、現在は陸からみて右岸に位置していることから緑色のランプがついているが、左岸に移すと赤色のランプがつくことになる。この違いが地元の灯台ファンにとってどうなのかという点は、また違う問題になるかと思うが変化する部分であると聞いている。

委員長

審議会の意見を早く出しておくことは事業者側に対し重要である。

事務局

港湾整備事業自体は県の事業であるが、尼崎港管理事務所の担当課長と電話で話したところによると、灯台を移すのは県の事業の中で行うのではなく、補償という考え方の中で実施することになるようだ。この点で埋蔵文化財の取扱いとは多少異なる。

万一場所を移動することになれば、西宮市文化財保護条例に基づき「現状変更許可申請書」を所有者から提出してもらうことになる。この申請書に基づいて文化財審議会でご審議いただき、結果を教育委員会から回答するということになる。どのタイミングで委員会としての意見をまとめていくかということになるが、事務局としては基本計画が出来上がった段階で、尼崎港管理事務所、大関株式会社そして私ども事務局で移設場所について協議し、その上で「現状変更許可申請書」を提出してもらい、それに対して文化財審議会でご審議をさせていただくということが最良ではないかと考える。その理由として、実施するかも含め未だ移設について決定していないため、決定前に文化財審議会が建造物を動かすと意見するのは順序として難しい。したがって、審議会としての

意見の表明はもう少し先で良いのではないかと考えている。

委員長

確かに、審議会としては不確かな事柄に対して審議し、結論を出すことは難しいことである。ただし、ある程度方針を決めておかなければ、ある線上で進めようとしていることに審議会が強く意見したために、計画が元に戻ってしまうということになるとどうであろうか。審議会に審議事項として提出される時には、結論について審議会の了解を得ているというところまで進んでいなければ、うまくいかないのではないか。

事務局

審議会の意見をまとめるタイミングを計ることは難しいと思っている。したがって、本日の審議会では委員の報告にあったように「今津燈台」の文化財としての価値や歴史的な意義をまとめさせていただき、それをもって今後検討を進めていくということできかがかと思っている。

委員長

今回の審議会では、黒田委員の調査を経て「今津燈台」が文化財として充分価値があるということが議論されたというところまでになるか。

委員

文化財全般に関して扱い方の原理原則があるため、そのこと自体について議論する必要はないと思う。相手側の態度がはっきりしてきた段階で、それに対する是非や協議の必要について判断を要する場合に議論すべきかと思う。それまでは文化財としての考え方があるため、それに基づいて行政が調整していけば良いのでは。大関株式会社と尼崎港管理事務所と文化財課で着地点をある程度定めておいて、その是非を審議するということになると思う。

委員長

心配しているのは、但馬最大の前方後円墳である「池田古墳」が、山陰線を敷設するときに土取りのために利用されてしまったことがある。そのため形は良くないが、但馬最大の前方後円墳として歴史的意義があることは疑いない。ところが、指定することに対しては特に国から難色が示される。古墳は美術工芸品ではなく歴史資料であると、少し墳丘が壊れていても価値が高いただろうと主張するが意見がまとまらない。「今津燈台」の問題に照らし合わせると、価値観が確定していれば問題ないが、国や県と意見が一致していなければ、相手方に示し交渉することができない。

委員

史跡がらみの大規模な工事のとは異なるため、そこまで心配する必要はないかと。

委員長

それでは「今津燈台」は元の位置から動いている可能性があるということであるし、場所の変更までは容認するというところで話をまとめていくのが良いのではないか。

委員

文化財の扱い方として理屈の通る動かし方であれば良いか。しかし、浅見委員が現場で指摘した通り相当無茶な計画であるため、このような事業を今後も続けてもよいのかという大きな問題はあろうかと思う。全国的に波打ち際の改造が進められ、太平洋岸の景観自体が激変するのではないかと。

委員

河川整備課に問い合わせたところ、大きな整備が残っているのはこの新川・東川ともう一ヶ所の河川のみであり、それぞれの整備完成年度が平成30年度を予定していて工事業務の発注も既に行っているということである。発注した直後になって、県いわく景観の方から問題提起があったと。景観と文化財を混同しているのではないかと思うが、不意に工事が止まる事態になり非常に困っていると、水門を作ることにより数十パーセントの民家が水深3メートルから30センチ程度にまで被害を免れることになるため、工事が止まるのは困るという話もある。文化財が茶々を入れているという誤解が生じるのを防ぐため、審議会でも議論されていることから、あまり結論の時期を延ばさない方が文化財に対する理解をしてもらい易いという気がする。

事務局

兵庫県文化財課の担当者で連絡を取らせていただき、そちらのルートでも情報を収集している。その内容は委員がおっしゃったようなことだが、つい先日、市文化財課長、尼崎港管理事務所の担当課長、市臨海対策の担当課長の3名と文化財所有者の大関株式会社も含め、一度会議の場を持つということになった。その席で本日審議した内容を含めて先方にぶつけ、大関株式会社や尼崎港管理事務所がどのような考えを持っているのか聞いて、今後の協議をうまく進めていきたいと考えているところである。

委員長

そのような会議があるというならば、その結果を見ながらでも良さそうだ。心配しているのは、文化財側の考えを早く相手方に示しておいていただきたいということである。

委員

県側は文化財課ではない。

事務局

「今津燈台」は県指定ではないため、直接の関係はない。

委員

「景観」は何を指しているのか。

事務局

昨年度までは「景観まちづくり課」で今年度から「都市デザイン課」と名前を変えた、市の組織のことであると思う。

前後したが、配布している「今津燈台」関係資料について説明したい。

(配付資料に基づき「今津燈台」の説明を行った。)

委員長

「今津燈台」は建造物として指定文化財に指定するに値することが、改めて確認されたということによいか。

委員

そうだ。

委員長

その意味では当面問題はないが、場所の移動については灯台の機能を維持するという点で充分考慮する必要がある。

委員

移動に際しては審議が必要である。

委員長

両者による会議が終了してから、再度審議の場を設けるということ。他に質問などないか。

委員

この件に関連して、昨年度の整備のために公智神社の社叢林の一部が伐採されたことがあった。それは、社叢林が文化財であると知らなかったか、あるいは知っていたとしても伐って良いと認識されていたか分からないが、起こってしまった。今回も河川整備計画自体は平成25年に策定されている。その時に地元の自治体や市民の方と協議を必ずしているはずであるし、整備計画書の中にも「今津燈台」があるということが明記されている。そうであるにも関わらず、最後の段階になって保護しなければならないということが判明したのが非常に残念である。やはり土木の方には文化財を自ら守らなければならないという意識が低いという気がする。西宮市の場合、例えば新入職員に対する研修において、行政には市民と共に文化財を保護していく責務があることを周知するであるとか、会議の場などで上層部の方に文化財があることを伝えておいてもらうといった取り組みがあっても良いのではないか。

委員長

おっしゃる通りである。土木の職員にも文化財の認識がなければ、悉くこのような問題が起こってしまう。土木の県職員の場合は、文化財の対応方法を知らなければ、土木側からも文化財側からもどうなっているのかといわれてしまう。ただ、港湾などは文化財の数が多くない場所であるため、認識されない状態が続いてしまっているのかもしれない。西宮市には「西宮砲台」や「今津燈台」があるため、数年に一度は担当部署に向けて文化財保護を周知する取り組みをしても良いかもしれない。今回は県の事業であるため、県教委に提案しても良いかもしれない。

委員

「今津燈台」の場合は所有者がいて、メンテナンスなどしていただいているケースであるため、それを蔑ろにするわけにはいかない。

委員長

ほかに意見などないか。事務局からはどうか。

事務局

次回審議会だが、「今津燈台」に関する計画が一定程度進み、情報を確認した後で、経過報告を行いたい。

委員長

これで文化財審議会を終了する。